

◆ ◆ 平成 22 年度民主党税制改正大綱 ◆ ◆

(税理士法人 ゴーイング 税理士 守屋貴史)

昨年 12 月 22 日に民主党政権として、初めての税制改正大綱が発表されました。「納税者主権の確立へ向けて」という表題が示すように、所得の再配分の「方向」と再配分の「システム」を大きく変えようとする色合いが反映されております。増税を抑えながらの福祉向上が優先テーマとなった結果、成長戦略としての産業政策、特に中小企業向け経済的政策については、今月から始まる通常国会へ持ち越しされていますが、今後の迅速な政策策定に期待するところです。

そこで、今回明らかになった平成 22 年度の税制改正大綱の内容について、一部簡単にご紹介致します。

1. 法人に関する改正

(1) 特殊支配同族会社における社長給与の損金不算入制度の廃止。

(4 月 1 日以降終了のする事業年度から適用)

(2) 清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行。(現行は財産課税のため、債務免除益問題が深刻化。10 月 1 日以降適用)

(3) 合併類似適格分割型分割制度の廃止。(10 月 1 日以降適用)

2. 個人に関する改正

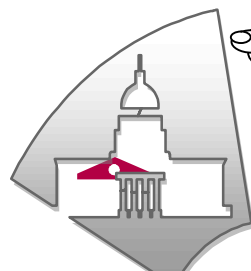
(1) 扶養控除の原則廃止(平成 23 年以降適用。)

(2) 特定居住用財産の買換・交換の特例に譲渡対価が 2 億円以下という要件が追加。(1 月 1 日以降)

(3) 住宅取得等資金の贈与税の非課税枠が、平成 22 年度は 1,500 万円、23 年度は 1,000 万円に引き上げ。ただし、相続時清算課税制度の 1,000 万円上乗せは廃止。

(4) 相続時における小規模宅地等の特例について厳格化及び縮小。(4 月 1 日以降適用。)

なお、平成 23 年度以降の改正では、所得の再配分・財源確保という観点から所得税や相続税の大幅な見直しが予想されます。今後の動向に注目して参りましょう。



今後も、逐一
ご報告致します。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。